

20 物品販売店舗等

【関連章第7章3】

事例2 「電子レンジで食品を加熱しすぎたために出火した火災」

出火時分 4月 16時ごろ

用途等 複合用途（物品販売店舗・事務所） 耐火造 12/1 延 12,000 m²

防火管理 該当選任あり 消防計画あり

被害状況 建物ぼや1棟 食品1焼損

概要

この火災は、複合用途建物の1階物品販売店舗内に設置された電子レンジから出火したものです。

出火原因は、何者かが店舗内に設置された来店客用の電子レンジで食品を加熱しましたが、長時間加熱したことにより、食品が過熱され出火したものです。

従業員は、店舗内で接客していたところ、電子レンジから白い煙が立ち上がっているのを発見し、すぐに電子レンジを確認すると、庫内に焼損した食材を確認しています。電子レンジから立ち上がった煙で自動火災報知設備が鳴動したため、店内の固定電話で119番通報をしています。

教訓等

この火災は、食品を通常よりも長い時間加熱したことにより出火した火災です。

スーパーやコンビニなどの店舗内には、商品を購入した来店客が自由に使用できる電子レンジが置かれていることがあります。電子レンジは、一般家庭においても広く普及し、気軽に使用できる機器ですが、決められた使用方法以外の使い方や、誤った使い方をすれば、比較的容易に火災に至ってしまいます。電子レンジを使用する際には、使用方法をよく確認し、誤りのないように使用することが大切です。



写真 20-3 焼損した電子レンジの状況



写真 20-4 加熱していた食品の焼損状況